

出産育児一時金について

出産育児一時金について

- 出産育児一時金とは、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度。
- 出産育児一時金の支給額については、出産費用等の状況を踏まえ、弾力的な改定を実施するため、被用者保険は政令、市町村国保は条例で、それぞれ規定。

➤平成18年10月：30万円→35万円

➤平成21年1月：35万円→原則38万円（本来分35万円＋産科医療補償制度掛金分3万円）
・産科医療補償制度の導入に伴い3万円の加算措置を創設

➤平成21年10月：原則38万円→原則42万円（本来分39万円＋掛金分3万円）
※平成23年3月までの暫定措置

：出産育児一時金の直接支払制度導入

➤平成23年4月：原則42万円を恒久化

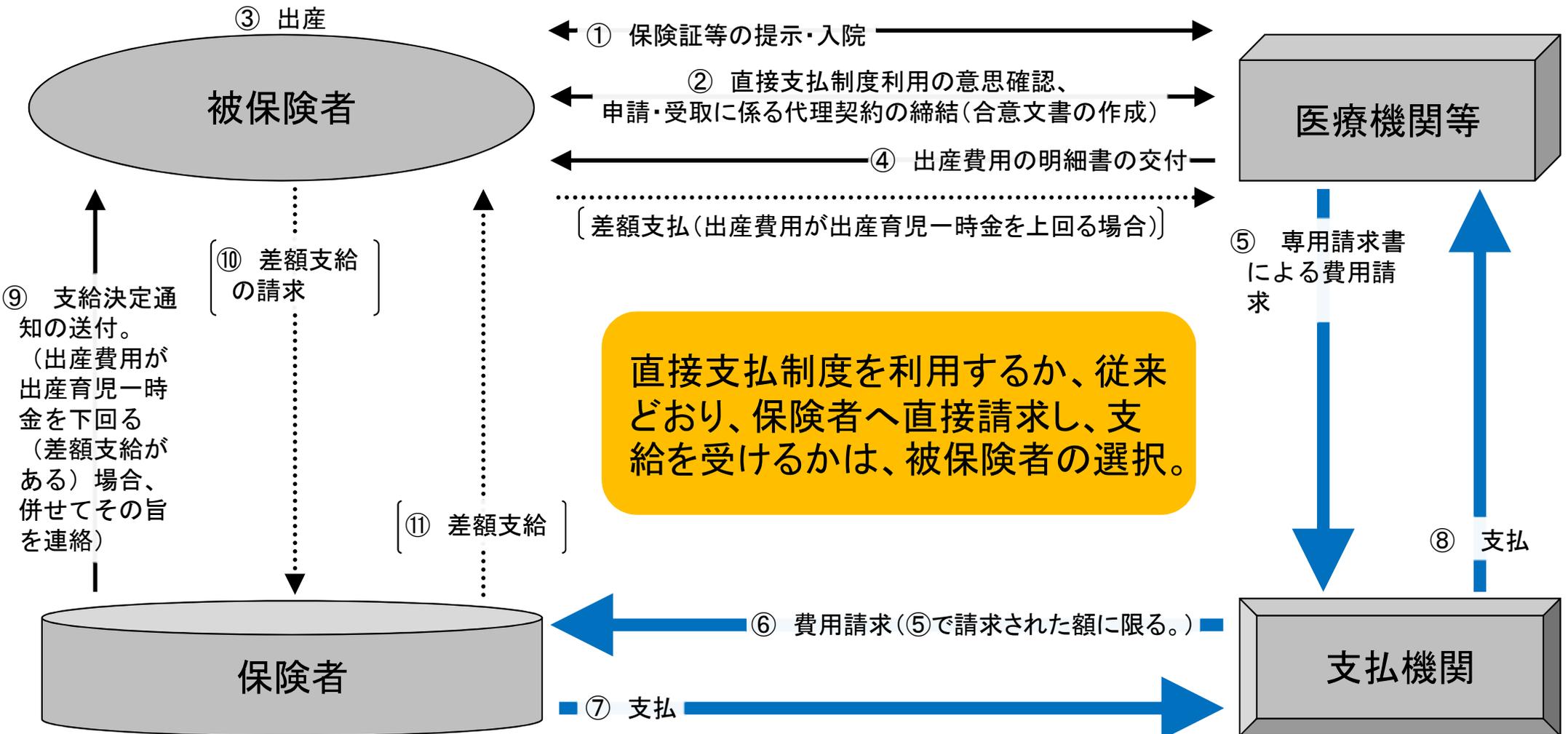
➤平成27年1月：原則42万円

（本来分39万円→40.4万円に引上げ＋掛金分3万円→1.6万円に引下げ）

※ 全国の公的病院における平均的な出産費用の状況等を踏まえて改定されてきた。

出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度

- 緊急の少子化対策の一環として、平成21年10月1日より支給額の引上げ(原則38万円→原則42万円)と併せて実施。
- 医療機関等に直接支払われるため、被保険者がまとまった出産費用を事前に用意する必要がない。



出産費用の状況

【令和元年度(速報値)】

	平均値	中央値
全体	460,217円	451,120円
公的病院	443,776円	440,530円
私的病院	481,766円	467,805円
診療所 (助産所を含む)	457,349円	449,300円

※正常分娩に係る直接支払制度専用請求書を集計したものであり、室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を除く
出産費用の合計額

公的病院: 国公立病院、国公立大学病院、国立病院機構等

私的病院: 私立大学病院、医療法人病院、個人病院等

診療所: 官公立診療所、医療法人診療所、個人診療所、助産所等

※厚生労働省保険局において集計

公的病院 都道府県別出産費用（令和元年度（速報値））

（単位：円）	平均値	中央値
全国	443,776	440,530
北海道	394,803	401,014
青森県	404,956	409,380
岩手県	458,518	462,880
宮城県	473,158	478,740
秋田県	413,518	413,970
山形県	467,387	471,625
福島県	432,603	435,550
茨城県	502,470	492,615
栃木県	466,512	485,000
群馬県	449,400	450,140
埼玉県	443,627	460,245
千葉県	455,087	458,730
東京都	536,884	536,196
神奈川県	486,464	487,616
新潟県	466,526	474,650
富山県	420,242	439,930
石川県	415,243	404,644
福井県	400,242	399,540
山梨県	443,167	428,469
長野県	458,273	458,660
岐阜県	402,888	409,700
静岡県	435,525	433,755
愛知県	450,554	449,827

三重県	423,912	416,000
滋賀県	449,343	448,138
京都府	419,944	415,110
大阪府	419,305	434,000
兵庫県	441,781	441,100
奈良県	367,467	380,855
和歌山県	386,138	375,800
鳥取県	341,385	346,570
島根県	408,465	429,975
岡山県	453,495	464,715
広島県	448,532	448,700
山口県	391,542	395,168
徳島県	438,618	435,320
香川県	410,664	418,665
愛媛県	408,433	418,195
高知県	369,552	370,510
福岡県	411,166	425,980
佐賀県	370,744	373,998
長崎県	411,466	418,560
熊本県	397,549	393,745
大分県	381,973	389,375
宮崎県	405,869	407,077
鹿児島県	407,543	408,044
沖縄県	342,826	356,104

直接支払制度の専用請求書様式(現行)

平成 年 月分 出産育児一時金等代理申請・受取請求書【 正常 ・ 異常 分娩】

保険者番号																				
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

医療機関等コード																				
分娩機関管理番号																				
医療機関等所在地及び名称																				

被保険者等との申請及び受取に係る契約に基づき、被保険者等に代わり以下のとおり支払を求めます。

社国	本家	被保険者証記号		被保険者証番号		妊婦氏名(カナ氏名)		生年月日		在胎週数	出産年月日				
1:社・2:国	1:本・5:家							3:昭 4:平	年	月	日	4:平	年	月	日
死産有無		出産数	入院日数	産科医療補償制度		入院料	室料差額	分娩介助料	分娩料	新生児管理保育料	検査・薬剤料				
1:有・2:無・3:混在				1:対象・2:対象外・3:混在											
処置・手当料	産科医療補償制度	その他		一部負担金等	妊婦合計負担額	代理受取額	備考								

合計	取扱件数	出産数	代理受取額合計

頁数
/

(参考)直接支払制度の専用請求書記載項目(現行)

- ①入院料…妊婦に係る室料、食事料。保険診療に係る入院基本料及び入院時食事療養費はこれに含まれない。
- ②室料差額…妊婦の選定により、差額が必要な室に入院した場合の当該差額。
- ③分娩介助料…異常分娩（分娩に係る異常が発生し、鉗子娩出術、吸引娩出術、帝王切開術等の産科手術又は処置等が行われるものをいう。）時の医師等による介助その他の費用。正常分娩時には「－」（ハイフン）とする。
- ④分娩料…正常分娩（分娩が療養の給付の対象とならなかった場合）時の、医師・助産師の技術料及び分娩時の看護・介助料。異常分娩時には「－」（ハイフン）とする。
- ⑤新生児管理保育料…新生児に係る管理・保育に要した費用をいい、新生児に係る検査・薬剤・処置・手当に要した相当費用を含める。新生児について療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ⑥検査・薬剤料…妊婦（産褥期も含む）に係る検査・薬剤料をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ⑦処置・手当料…妊婦（産褥期も含む）に係る医学的処置や乳房ケア、産褥指導等の手当に要した費用をいう。療養の給付の対象となった場合、これに含まれない。
- ⑧産科医療補償制度…産科医療補償制度の掛金相当費用をいう。
- ⑨その他…文書料、材料費及び医療外費用（お祝い膳等）等、①～⑧に含まれない費用をいう。
- ⑩一部負担金等…異常分娩となった場合の一部負担金及び入院時食事療養費の食事療養標準負担額をいう。被保険者等又はその被扶養者より限度額適用認定証の提示があった場合は、「一部負担金等」として現に窓口で請求することとなる額を記載するものとする。
- ⑪妊婦合計負担額 … 直接支払制度の利用の有無にかかわらず、実際に被保険者等又はその被扶養者に請求することとなる実費をいう。①～⑩の合計に一致する。
- ⑫代理受取額 … 直接支払制度により、被保険者等が加入する保険者に被保険者等に代わり請求し、代理して受け取る額をいう。実費が42万円（加算対象出産でない場合は40.4万円）の範囲内で収まった場合にはその実費を記載し、超えた場合には42万円又は40.4万円が記載額となる。直接支払制度を利用していない場合には、領収・明細書上0円となる。また、多児出産（死産を含む）の場合は、児数×出産育児一時金等の額が上限となる。

出産費用の推移(公的病院)

単位:円

公的病院の全国平均	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (速報値)
入院料	163,539	166,324	167,556	169,030	172,121	171,058	177,933	180,452
分娩料	178,419	180,220	185,117	191,661	196,095	197,324	198,445	201,458
新生児管理保育料	39,526	39,166	39,057	39,247	39,138	38,443	38,221	37,480
検査・薬剤料	14,018	14,200	14,044	14,066	14,221	14,141	14,684	14,439
処置・手当料	10,510	10,194	10,076	10,369	10,231	10,330	10,023	9,947
室料差額a	13,798	14,455	15,127	15,522	16,617	17,283	18,185	19,688
産科医療補償制度b	29,752	29,788	27,775	15,914	15,891	15,803	15,793	15,778
その他c	28,178	28,486	28,926	29,441	29,931	30,807	31,268	32,202
総計	477,740	482,834	487,678	485,249	494,245	495,187	504,552	511,444
総計-a-b-c	406,012	410,105	415,850	424,371	431,806	431,295	439,307	443,776
中央値(総計-a-b-c)	401,590	405,500	411,142	420,810	427,510	427,590	436,000	440,530

※厚生労働省保険局において集計

出産費用の明確化と透明性の確保

【現状・課題】

- 出産費用は年々増加しているが、どのような要因により増加しているのか明らかではない。
- 正常分娩の場合は、自由診療で行われており、価格設定の方法も様々である。また、直接支払いの請求様式も詳細な費用区分を求めることになっていない。このため、どのような行為を行い、それに対してどのような価格が設定されているか把握することができない。さらに、医療機関において、必ずしも事前に出産費用が明示されておらず、費用やサービスによる選択が難しくなっている。
(例:入院料は室料、食事料を合わせて記載することとなっており、それぞれの費用が分からない)
- 費用のばらつきが大きいですが、費用項目毎の分析や、在胎週数による分析などを実施しておらず、どのような要因により差があるのか明らかではない。また、分娩の約4割を占める異常分娩の費用の分析を行っていない。
- 出産育児一時金は、12週以降の分娩には、人工妊娠中絶だけでなく、死産、自然流産の場合にも支給している。このため、12週を待って人工妊娠中絶を行う者がおり、母体保護の観点から望ましくないとの指摘がある。
- 産科医療補償制度の見直しにより、掛金の引き下げが見込まれている。

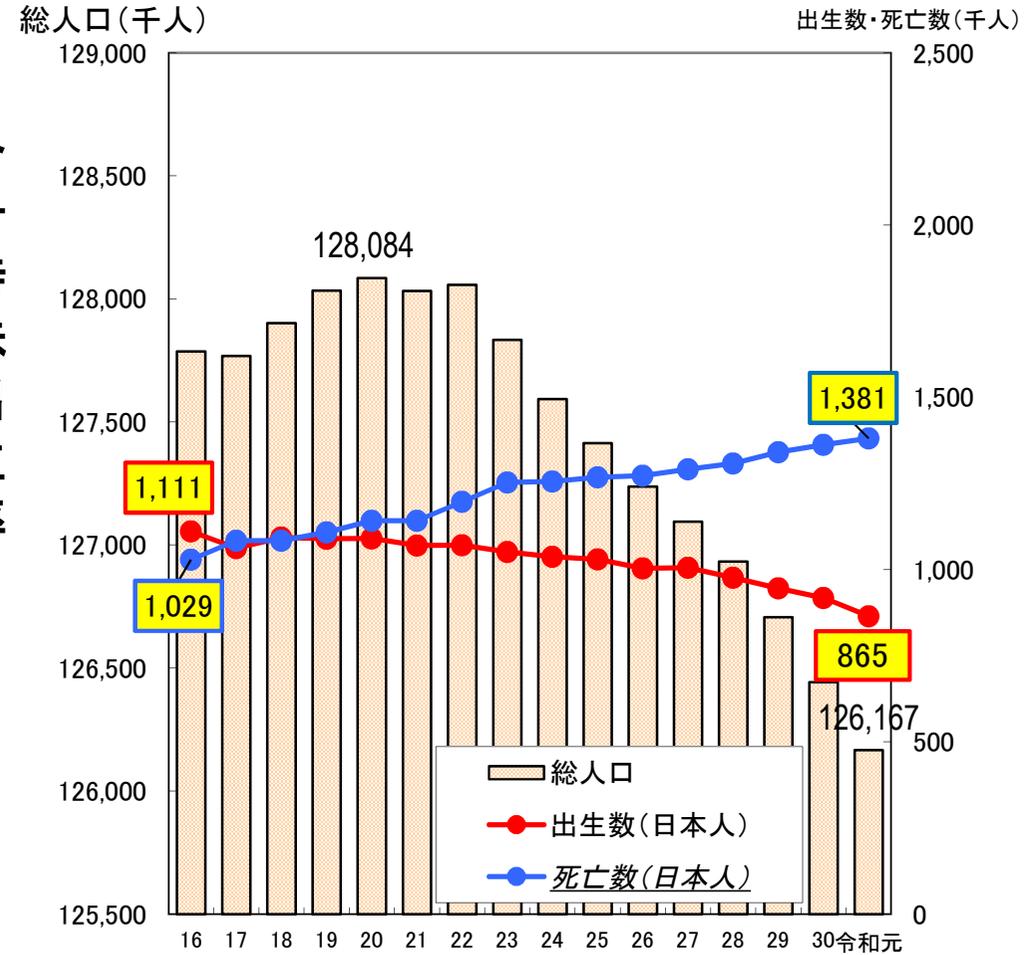
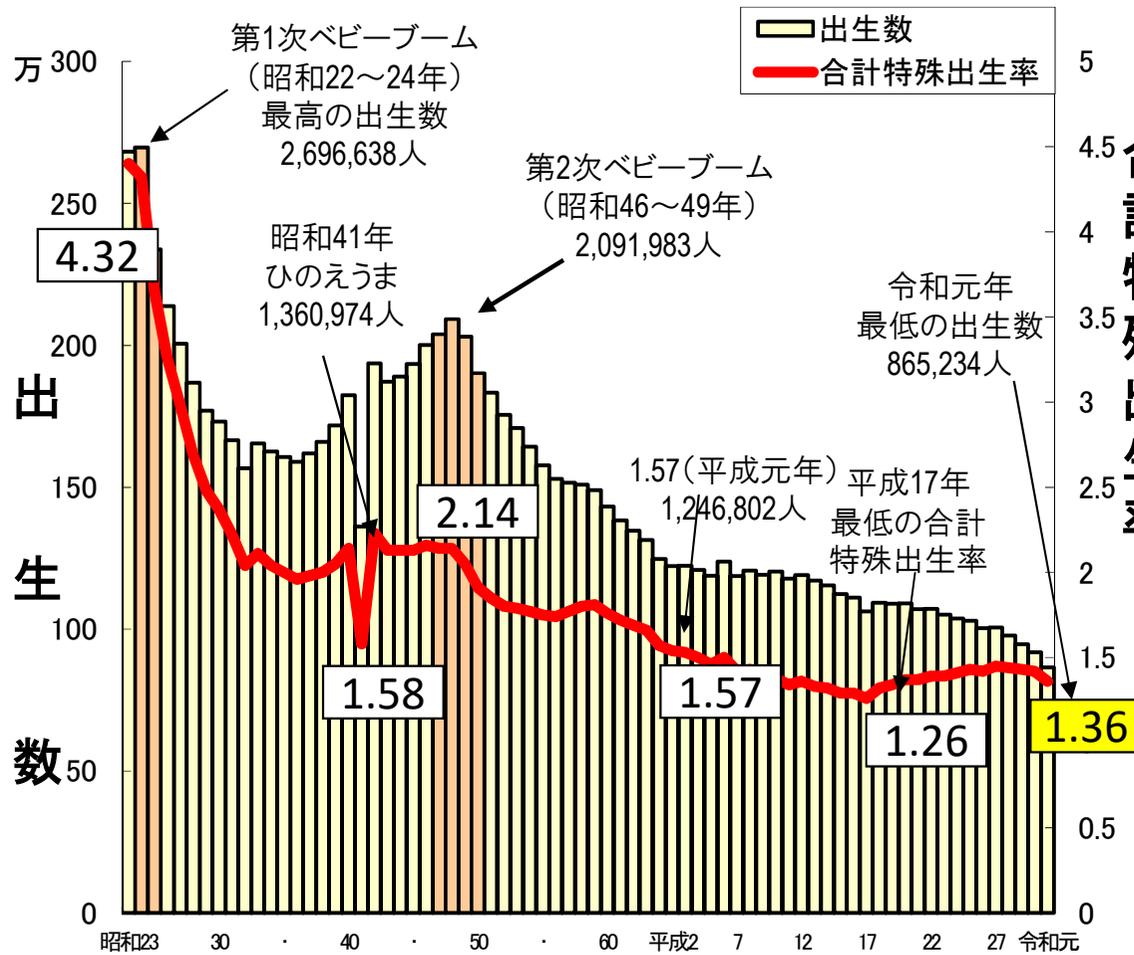
【対応案】

- 出産費用の実態を明らかにし、透明性を確保するため、請求様式を見直し、費用を詳細に把握することとしてはどうか。(室料と食事料を分ける、人工妊娠中絶の区分を設けるなど)
- 費用やサービスに応じて医療機関を選択できるよう、医療機関において選択肢の明示を促すことを検討してはどうか。
- 新たに収集したデータに基づき、出産育児一時金の額の設定を検討してはどうか。その際、産科医療補償制度の見直しに伴う掛金の引き下げ分についてどのように考えるか。

参考

少子化の進行と人口減少社会の到来

- 令和元年の出生数は86万5,234人で、過去最少であった。合計特殊出生率は平成17年に1.26を底として、やや持ち直しの傾向が見られる。
- 平成17年には死亡数が出生数を上回り、平成20年を最大として我が国の人口は減少局面に入った。



資料:厚生労働省「人口動態統計」(令和元年は概数)、総務省「人口推計」

注1:出生数及び死亡数については、日本における日本人の数値

注2:総人口については、日本における外国人を含む。

注3:総人口の増減は、自然増減(出生数及び死亡数)のほか、社会増減(国内外の流入・流出)等を含む。

出産費用の状況

【令和元年度(速報値)】

	平均値	中央値
全体	524,182円	509,910円
公的病院	511,444円	501,280円
私的病院	550,993円	526,336円
診療所 (助産所を含む)	517,371円	506,900円

※正常分娩に係る直接支払制度専用請求書を集計したものであり、室料差額、産科医療補償制度掛金、その他の費目を含む
出産費用の合計額(妊婦負担合計額)

公的病院:国公立病院、国公立大学病院、国立病院機構等

私的病院:私立大学病院、医療法人病院、個人病院等

診療所:官公立診療所、医療法人診療所、個人診療所、助産所等

※厚生労働省保険局において集計

出産費用の推移(全施設)

単位:円

全施設の全国平均	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入院料	110,112	110,650	111,730	112,504	112,726	112,123	113,982	115,047
分娩料	230,920	233,878	240,848	249,603	254,180	257,501	261,249	266,470
新生児管理保育料	50,445	50,339	50,508	50,752	50,621	50,172	50,094	49,980
検査・薬剤料	11,915	12,197	12,496	12,905	13,124	13,350	13,703	13,880
処置・手当料	13,336	13,575	13,918	14,301	14,563	14,815	14,623	14,840
室料差額a	14,653	15,149	15,702	16,008	16,580	16,878	17,503	18,074
産科医療補償制度b	29,672	29,670	27,559	15,884	15,881	15,778	15,757	15,740
その他c	25,324	25,968	26,788	27,657	28,085	28,895	29,532	30,151
総計	486,376	491,426	499,550	499,614	505,759	509,511	516,445	524,182
総計-a-b-c	416,728	420,639	429,501	440,065	445,214	447,960	453,652	460,217
中央値(総計-a-b-c)	410,110	414,000	422,920	433,500	438,000	440,770	445,520	451,120

※厚生労働省保険局において集計